平成２２年（フ）第２４５８号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目４番地
リーセント大曲512号
債務者　山田　剛弘
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５２３号
札幌市豊平区平岸２条７丁目４番20―901号
債務者　酒井　一彦
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５８２号
千葉県君津市大和田１丁目１―12　シゲタマサミアパート６号、住民票上の住所札幌市西区宮の沢２条１丁目２番７―205号
債務者　野地　　博
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５８３号
札幌市西区宮の沢２条１丁目２番７―205号
債務者　野地美代子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５９１号
北海道石狩市花川北２条５丁目128番地11
債務者　下田　和真
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６０５号
札幌市手稲区前田７条10丁目15番38号
債務者　植村　和敏
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６５５号
札幌市北区新琴似12条８丁目７番19号　新琴似第１ハイツ５号
債務者　越後谷英樹
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６６０号
札幌市厚別区厚別南１丁目６番24号　アベルティひばりＡ棟205号
債務者　阿部　潮美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６６３号
札幌市中央区宮の森１条４丁目１番１―103号
債務者　山本　　勉
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７１１号
札幌市東区中沼５条１丁目１番８号
債務者　小林　雅晴
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７１６号
北海道石狩市花川南４条１丁目138番地
債務者　一ノ関真由美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７３８号
札幌市豊平区中の島２条２丁目５番６―111号
債務者　濱谷　孝代
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７４５号
札幌市東区北18条東17丁目１番22―103号
債務者　堀川　依美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７５０号
札幌市東区北36条東19丁目３番11号
債務者　三好　信雄
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７５７号
札幌市北区篠路７条４丁目５番５号　レジデンス若葉６号
債務者　須藤真希子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７６１号
札幌市東区北33条東５丁目１番12号　ハイツ内山Ａ102
債務者　出間　裕美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７６９号
札幌市東区北46条東16丁目１番５―505号
債務者　虎谷　純子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部